

商品概要説明書

多目的ローン（一般型A）

（2023 年 10 月 1 日現在）

商品名	多目的ローン（一般型A）
ご利用いただける方	○当 J A の組合員の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 ○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。 ○原則として、勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。 ○生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。 ただし、同一地区内居住 1 年未満であっても、自己住宅の場合、勤続年数 3 年以上の場合、農林漁業団体職員の方もご利用いただきます。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。 ただし、以下の資金は対象外とします。 ① J A で納付される相続税・贈与税を除く税金支払資金 ② 負債整理資金 ③ 所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金 ④ 営農資金および事業資金
借入金額	○10 万円以上 500 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6 か月以上 10 年以内とします。
借入利率	【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日の基準金利（短期プライムレート）により、年 4 回見直しを行い、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日から適用利率を変更いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年 2 回返済方式（専業農業者の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関（長崎県農業信用基金協会）の保証をご利用い

	ただきますので、原則として保証人は不要です。																								
保証料	○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 ・農業者の方の保証料率は年 0.50% 【お借入額 100 万円あたりの一括払い保証料、お借入利率年 3.0%の例】 <table><tr><td>お借入期間</td><td>1 年</td><td>2 年</td><td>3 年</td><td>5 年</td><td>7 年</td></tr><tr><td>保証料 (円)</td><td>2,716</td><td>5,244</td><td>7,805</td><td>12,991</td><td>18,204</td></tr></table> ・農業者以外の方の保証料率は年 1.00% 【お借入額 100 万円あたりの一括払い保証料、お借入利率年 3.0%の例】 <table><tr><td>お借入期間</td><td>1 年</td><td>2 年</td><td>3 年</td><td>5 年</td><td>7 年</td></tr><tr><td>保証料 (円)</td><td>5,436</td><td>10,504</td><td>15,626</td><td>26,010</td><td>36,447</td></tr></table>	お借入期間	1 年	2 年	3 年	5 年	7 年	保証料 (円)	2,716	5,244	7,805	12,991	18,204	お借入期間	1 年	2 年	3 年	5 年	7 年	保証料 (円)	5,436	10,504	15,626	26,010	36,447
お借入期間	1 年	2 年	3 年	5 年	7 年																				
保証料 (円)	2,716	5,244	7,805	12,991	18,204																				
お借入期間	1 年	2 年	3 年	5 年	7 年																				
保証料 (円)	5,436	10,504	15,626	26,010	36,447																				
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支所にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J A バンク相談所（電話：03－6837－1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A または J A バンク相談所にお申し出ください。 福岡県弁護士会紛争解決センター 天神センター（電話：092－741－3208） 北九州センター（電話：093－561－0360） 久留米センター（電話：0942－30－0144）																								
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。 ○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。																								

J A 壱岐市